

## 新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0831第11号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料の算定条件が追加されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

### ■算定条件が追加された検査項目

「保医発0831第11号」 適用日 平成30年9月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
BRCA1/2 遺伝子検査	20200点	血液学的 検査 125点	「D006-2」 造血器腫瘍 遺伝子検査 2回分 + 「D006-4」 遺伝学的検査 「3」処理が極めて 複雑なもの 2回分	<p>※ (3)BRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</p> <p>ア. 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>イ. 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。</p> <p>ウ. 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</p> <p>エ. 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</p>

※平成30年7月31日厚生労働省保険局医療課「事務連絡」により、検査項目名称が「BRCAAnalysis診断システム」から「BRCA1/2遺伝子検査」に改正されています。

※ 下線部が追加されました。現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。